

保育士

実施: 一般社団法人 全国保育士養成協議会（厚生労働省 指定試験機関）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

- ☐

1. 登録が必要なことを確認する

保育士として働くには、都道府県知事の登録を受け、保育士証の交付を受ける必要があります。登録の事務は各都道府県から委託された「登録事務処理センター」が全国分をまとめて行います。
<https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>
確認済み（2026/7/25）
- ☐

2. 「保育士登録の手引き」を取り寄せて申請する

まず「保育士登録の手引き」を取り寄せ、同封の払込用紙で手数料を納付し、必要書類（登録申請書・払込を証する書類・戸籍抄本等）をそろえて登録事務処理センターへ郵送します。手数料・必要書類は手引きでご確認ください。
<https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>
確認済み（2026/7/25）
- ☐

3. 保育士証の交付を受ける

申請書類に不備がなければ、審査を経て保育士証が簡易書留で郵送されます。登録事務処理センターは受付月ごとに発送予定を公表しており（例：
令和8年8月受付分は9月中旬発送予定、9月受付分は10月中旬発送予定）、おおむね翌月中旬が目安です。最新の発送予定は公式で
ご確認ください。
<https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>
確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日	提出方法（窓口／郵送／オンライン）
納めた金額の合計	追跡番号・受付番号
登録証・免許証が届いた日	問い合わせ先の電話番号

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/hoikushi>